東京都担当確認年月日	2020年2月18日
東京都作業部会確認年月日	2020年2月19日

事業名 選手村マネジメント

案件名 パラリンピック競技大会ロードサイクリング選手用宿泊施設の借上げ

確認の視点	į	東京都の見解	備考
経費の負担が平成 月31日の合意の考 基づくものである	きえ方に	 本件はオペレーションに係る事業であり、経費分担は平成29年5月31日の大枠の合意に基づくことが確認できた。 東京都は、大会経費の都の枠内である場合、合意に基づきパラ経費(組織委員会2:国1:都1)を負担する。 	
事業の執行に当た 会運営を担う組織 が一括して執行し 効率的、効果的で と	機委員会 た方が	 ▼成29年5月31日の大枠の合意において、オペレーションは組織委員会が必要な経費を負担し、業務全般の役割を担うことになっている。 本件は、選手用宿泊施設としての役務提供等に必要な借上げ契約をするものであり、本大会の期間を通じて確実かつ安定的なサービスを提供するためにも、当該施設の運営を担う組織委員会が本件を一括して執行した方が効率的、効果的である。 	
経費の内ど正か(比なかでを等なな適価性とか点ののでは、効模、かも相のなり、のであることをはいいのであることをは、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、対し、	必要性	 競技大会ガイドでは、会場が選手村から離れた場所にある場合、会場の近くに選手用宿泊施設を用意することが規定されており、会場近くに立地する既存ホテルを選手用宿泊施設として借り上げるものである。 当該宿泊施設は、本大会期間中における選手や役員の滞在の場となるため、大会運営上、不可欠である。 	
	効 率 性	宿泊規模及び借上げ期間の設定について、競技日程等を 踏まえた適正規模での設定であることを確認した。宿泊経費について、周辺の宿泊施設の料金等とも比較し、 市場価格等と乖離していないことを確認した。	
	納得性	 ● 借上対象施設は、競技会場からも近く、アクセシブル対応の設備が備わっているなど、パラリンピックにおける選手用宿泊施設として使用することに妥当性がある。 ● 既存ホテルの借上げであることから、施設内容を熟知し、日常的にサービス提供を行っている当該施設運営者を通じて実施することが最も適当である。 	
その他経費の内容 費負担の対象とし なものであること	て適切	本件にかかる費用は、選手村運営に必要な大会経費であり、公費負担の対象として適切であることを確認した。選手村マネジメントFA所管のV4予算の範囲内であることを確認した。	

^{*}公費負担の対象となるパラリンピック経費に該当するか否かについては、「パラリンピック経費の基本的な考え方について」に基づき、パラリンピック作業部会において確認するものとする。